

西欧中世初期荘園制の諸側面（III）：最近5年間における農村史の研究状況

森本，芳樹
九州大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4493105>

出版情報：経済學研究. 59 (5/6), pp.231-243, 1994-06-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

西欧中世初期荘園制の諸側面(3)

—最近5年間における農村史の研究状況—

森 本 芳 樹

目 次	1) 所領明細帳の新版と史料論 (以上58巻4・5号)
文献目録	文献目録 (再追加)
はじめに	2) 空間組織としての荘園制
I 中世初期における農村成長の確認 (以上58巻2号)	3) 領主と所領形態
文献目録 (追加)	4) 奴隸・賦役労働・保有農民 (以上本号)
II 荘園制の諸側面	5) 荘園制と流通・都市
まえおき	6) 荘園制モデルの検証
	III 批判的学説と研究の展望

文 献 目 録 (再追加)

- (5a) Banzhaf, M., *Unterschichten in bayerischen Quellen des 8. bis 11. Jahrhunderts*, (Materialien zur bayerischen Landesgeschichte, 9), München 1991.
- (5b) Barthélemy, D., Qu'est-ce que le servage, en France, au XIe siècle ? in *Revue historique*, 287, 1992, pp. 233-284.
- (15a) Cau, E., Una nuova lettura del ritrovato polittico dell'Archivio capitolare di Tortona, in *Studi medievale*, 1988, pp. 745-753.
- (16a) Comet, G., *Le paysan et son outil. Essai d'histoire technique des céréales (France, VIIIe-XVe siècle)*, (Collection de l'Ecole française de Rome, 165), Roma 1992.
- (18a) Davies, W., *Small worlds. The village community in early medieval Brittany*, Berkeley / Los Angeles 1988.
- (71b) Kossack, G., Archäologisches zur Entstehung herrschaftlicher Züge im Aufbau germanischer Dörfer der römischen Kaiserzeit und des frühen Mittelalters, in Seibt, F. (ed.), *Gesellschaftsgeschichte. Festschrift K. Bosl*, I, 1988, pp. 157-167.
- (99a) Ouzoulias, P., Les *villae* carolingiennes de Chaussy et Genainville (Val-d'Oise) : premières hypothèses sur leur fondation et leur destin, in *Francia*, 18/1, 1991, pp. 71-84.
- (99b) Panero, F., Schiavitù, servitù, servaggio e libera dipendenza. Prime considerazioni per una storia dei rapporti di subordinazione nell'Italia medievale, in *Quaderni storici*, 71, 1989, pp. 373-403.
- (99c) Panero, F., Servi, coltivatori dipendenti e giustizia signorile nell'Italia padana dell'età carolingia, in *Nuova rivista storica*, 72, 1988, pp. 551-582.

- (99d) Panero, F., *Servi e rustici. Ricerche per una storia della servitù, del servaggio e della libera dipendenza rurale nell'Italia medievale*, Vercelli 1990.
- (99e) Panero, F., La servitù tra Francia e Italia nei secoli IX-XIV : un problema di storia comparata, in *Studi storici*, 31, 1990, pp. 799-836.
- (118a) Staab, F., Episkopat und Kloster. Kirchliche Raumerschließung in den Diözesen Trier, Mainz, Worms, Speyer, Metz, Straßburg und Konstanz im 7. Jahrhundert durch die Abtei Weißenburg, in *Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte*, 42, 1990, pp. 13-56.
- (127a) Tonnerre, N.-Y., Village et espace villageois dans la Bretagne du haut Moyen Age, in *Villages et villageois au Moyen Age*, Paris 1992, pp. 39-51.
- (134b) Verhulst, A., *Rural and urban aspects of early medieval Northwest Europe*, (Variorum Reprints), Aldershot / Brookfield 1992.
- (134c) Verhulst, A., Villages et villageois au Moyen Age, in *Villages et villageois* (127a) pp. 9-13.
- (140b) Wickham, Ch., Problems of comparing rural societies in early medieval Western Europe, in *Transactions of the Royal historical society*, 6-2, 1992, pp. 221-245.

2) 空間組織としての荘園制

近年の農村史研究で新しく出てきた論点の一つが、荘園制を広域的な空間組織として描き出すことによって、カロリング期社会・経済におけるその枢要な位置をさらに明確にしようとする志向である。その典型的な試みが中部イタリアでの領域組織で、ファルファ、モンテ・カッシーノ、サン・ヴィンチェンツォの3大修道院の所領が担っていた機能を明らかにしようとするトゥベールの論文[(128)]である。まず、個々の所領の定住形態を見ると、教会堂を備えた領主屋敷の周囲にある程度濃密に領主直領地が集中し、そこから一定の中心性が働いて周辺を統合しているが、農民の定住はより散在的で、状況に応じて柔軟に展開している [Ibid., pp. 280-8]。また、修道院所在地を拠点として、Terra Sancti Benedicti とか、Terra Sancti Vincenti と呼ばれる一円的領域が、およそ500平方キロ以上にも広がっている。その内部には多少の自有地は存在しえたとしても、ともかくそれぞれの修道院による濃密な土地所有と免除特権による

排他的な支配が繰り広げられている [Ibid., pp. 288-90]。こうした巨大な中心と多数に上る個別所領との結合については、トゥベールの別の論文 [(130) pp. 80-4; (131) pp. 80-1] を参照しなければならないが、それは大修道院が必要とする家産的な集中・再配分のための、在地流通と地域間流通を担い、農村にも都市にも広がった大きな流通網として構想されている。当然そこにも、周辺に比較的濃密に所領群が広がっているいくつもの拠点があつたはずで、個別所領の地誌的構造を示すのに用いられている「星云」nebuloso という表現を、トゥベールが構想する中世初期大土地所有の空間組織のキーワードとしてよいであろう。

サン・テュベール修道院領に関する丹下栄の論文 [(124)] も同じ方向で議論を展開している。すなわち、サン・テュベールを取り巻いて一円的な領域が同修道院の排他的な所有と支配のもとに置かれており——丹下はこれを「サン・テュベール空間」espace hubertin と名付けている——、またその周辺では他領主の土地と

入り混じりはするものの、なおサン・テューベル修道院領が濃密である。そこから離れるに従って同修道院の土地は散在的になるが、しかしそれらはアルデンヌ地域の流通網と重なり合っ重点的に配置されており、サン・テューベルを遠隔の交通幹線・要衝と結び付ける役割を担っている [Ibid., pp. 678-85]。こうした空間組織によって、サン・テューベルで行われていた市場⁴⁸⁾に、アルデンヌ一帯での経済成長の効果が収斂して、それに明確な地域性格を賦与したのだという [Ibid., pp. 690-1]。

トゥーベルと丹下との構想を比べてみると、前者が大土地所有のいくつもの地域にまたがった散在性にも重点を置いて、こうした空間組織の遠隔地との連繫という機能を強調するのに対して、後者はその地域に密着した性格の浮き彫りを眼目としている。しかしながら両者の論文には、次の2点で強い共通性を持った主張がある。第1に、大領主の主たる拠点を中心として、その所有と支配が殆ど排他的である空間が存在したとする点であり、通例は中世盛期に認められているような領域的な支配が、カロリング期について強調されていることになる。第2に、荘園制の空間組織が同時に流通網として捉えられている点であり、こうした見方では、生産だけでなく流通も含めたカロリング期の社会・経済構造が大所領によって規定されている度合が、極めて高く評価されているのである。

ところで、まさに「中世初期荘園制における支配と空間」(49)を標題に掲げたゲーツの論調は、大きく異なっている。ヴェルデン、プリュム、サン・ジェルマン及びサン・レミの4修道

院の所領について、管理組織、農民負担、さらに教会・水車・かまどへの高権的支配の形態が、地理的に示す類似と相違とを検討しつつ、ゲーツは領主の力が空間形成にそれほど大きく働かないと論じるからである。それによれば、こうして検討されたあるゆる点にわたって、修道院による所領組織とは対応しない小規模なまとまりが広く存在しており、それらは修道院領となる以前からの在地の慣習に根ざしていると考えられる。領主はそれらを一定の領域にわたって改変する力を持っておらず、既存の秩序の土台となっている空間構造を受け入れざるをえなかったというのである。こうしてゲーツは、土地所有の上に立ち個別的支配を特徴とする中世初期荘園制を、それとは全く異なった権限から強力な空間把握を行うという、中世盛期の領域国家と対比して、前者の空間創造力を否定している。ところで、特にサン・ジェルマン領における賦役労働を場として、荘園組織から独立の小地域単位の存在を示そうとした別の論文で、ゲーツはクッヘンブッフによる「地代形態から見た地域」Rentenlandschaft 理論⁴⁹⁾を、共感をこめて引用している [(46) pp. 506-7]。そして、プリュム修道院領での農民負担における荘園制形成以前からの地域的慣行の存続に力点を置いたこの理論こそ、80年代の前半に中世初期農村史の展開での領主の主導力をめぐって、議論の対象となっていた [Morimoto (93) pp. 103-4] ことが想起される。してみれば、空間組織に関する見解の相違は、カロリング期農村での領主の役割、ひいては荘園制の地位の評価という、

48) G. Despy, Villes et campagnes aux IXe et Xe siècle. L'exemple du pays mosan, in *Revue du Nord*, 50, 1968, pp. 145-168.

49) L. Kuchenbuch, *Bäuerliche Gesellschaft und Klosterherrschaft im 9. Jahrhundert. Studien zur Sozialstruktur der familia der Abtei Prüm*, (VSWG, Beiheft 66), Wiesbaden 1978, pp. 195-244.

極めて大きな問題に関わっていることが了解されるのである。

近年の荘園制の空間構造についての発言は、かなり多様である。一方で、イグネやラガッツィのように中世初期における空間観念を検討した研究者が、程度の差こそあれかなり緊密な領域形成に荘園制が貢献したと見ている [(62a) pp. 262-3; (77) pp. 19-21]。他方で、レーゼナーとツォッツとは、それぞれ王領地と大貴族領での荘園制の比重を大きく考える立場にあるが、ドイツ学界の伝統に忠実に、これら大土地所有は空間的には「散在所有」*Streubesitz* をなしていたとしている [(111) pp. 167-8; (144) pp. 84-5]。この問題についてさらに豊富な像を得るためには、なお多くの仕事が必要であろう。大修道院所在地周辺の領域についてさえ、トゥベールと丹下の問題提起が行われている現在でも、その内部構造についてはあまり解明されていない。確かにシュテルマーは、バイエルンの教会諸組織が展開した、それぞれの所在地周辺で排他的な勢力圏を作ろうとした努力を跡づけている。その結果として、10世紀には《*marcha*》と呼ばれる一円的な支配領域が形成されていたという [(123) pp. 398-402] が、この空間の経済的組織については何も語っていない。研究がなお十分に進んでない点は、通例の所領についても同様である。パリ地方やブルゴーニュを舞台として、保有地の散在が原因で所領の地誌的まとまりがそれほど緊密ではなかった例が、考古学的な調査によって提供されており [Guadagnin (54) pp. 112-76; Toubert (128) pp. 283-4]、フランドルの1荘園を取り上げ、中世盛期以降の材料から中世初期の地誌的構造を再現しようとしたトゥーンの試みによっても、同じような緩いまとまりという像が与えられている

[(126) pp. 12-6]。しかし、東フランクのいくつかの所領について、トゥーンと同じ歴史地理学の遡及的方法を用いたニッツは、集村定住と周辺への耕地集中という、全く異なった結論に達している [(97) pp. 474-82]。ドイツの歴史家が文献史料から領主直領地の詳しい描写を行う例はかなりある [Dette (22) pp. 185-9, 194-6, (23) pp. 53-7, 75-7; Hägermann (60) pp. 74-6; Rösener (109) pp. 130-40, 167-75; Weidinger (136) pp. 78-102] が、農民保有地については殆どない [例外として, Störmer (123) pp. 223-5 がある] のが現状である。

荘園制の空間構造についてのこのような研究状況の中で、例外をなすのは遠隔地所領の検討であり、最近何人もの研究者によって取り上げられた [Morimoto (93) p. 128]。プリュム修道院の遠隔地所領を一つずつ綿密に追究したクニッヘルの書物 [(71)] が、その典型である。これらの研究者が強調するところでは、中世初期の遠隔地所領には二つの特質がある。第1はその商業との密接な関係である。例えば、サン・モール・デ・フォッセ修道院の所領明細帳を分析したヘーゲルマンは、その1章に記載されている遠隔所在の所領が、それが商業に関与するのにふさわしい構造を持っていたとする [(60) pp. 62-6]。またイルジーグラーは、ぶどう生産地帯に複数の領主に属する遠隔地所領があって、ワイン商業の舞台となっていたことを強調している [(69) pp. 51-4]。商業への関与という強調点は、遠隔地所領の存在理由を大規模家経済の自給的物資補給に求めていた伝統的な見解から、現在の研究動向が大きく離れていることを意味している。遠隔地所領の第2の特徴として挙げられるのは、ことにその起源における政治的性格である。例えばシュテルマーが、アルプス地

方の東部に所在するバイエルン諸教会組織の所領について、フランク王国によってここに新たに拡張された支配を安定させるために、それらが設定されたことを示した [(122)] のが好例である。さらにシュテルマーは、もっと東に位置してより遅くにフランク支配に入った諸地域で、同じ教会諸組織がそれらの統治に活発に参加しており、そのための拠点として遠隔地所領が機能していたと述べている [(123) pp. 403-10]。同じような観点から、遠隔地所領の類型を構想したのがロンバウトである。それによると、フランク王国の中心部にあった遠隔地所領は、一般に規模が小さく散在的であったが、ライン河以東においては、所有者である教会諸組織が政治的役割を果たすためという、明確な意図をもって遠隔地所領が設定されており、それらはより大規模で戦略的な地点に集中していたという [(112)]。

3) 領主と所領形態

近年ことによく研究されたテーマとして、王領地、教会領、及び世俗貴族領の間での荘園制の構造比較がある。そもそも、中世初期荘園制の研究は教会領を主たる場として進められてきた。それは、文献史料の伝来において教会諸組織が大きな役割を果たしたためであり、特に所領明細帳を伝来させている修道院領について、われわれの知識はかなり豊富である。これに対して、王領地について活発な研究が行われてきたのは周知のとおりだが、多くはその地理的配置や歴史的経過についての検討であった⁵⁰⁾。当初王権に属した土地が、後にあれこれの修道院領で重要な位置を占める例が、最近も次々と検出されている [Helvétius (62); Noël (98); Ouzlies(99a)]。こうした検討の蓄積が、王権の

地政学とでも言った観点からまとめられることも多い⁵¹⁾。王領地の社会・経済的な側面が分析されることももちろんある。最近では、馬牧や森林経営に専門化した複数の所領が、半径数キロの範囲で有機的な所領群にまとめられていた場合を、東フランクの王領地について検出したニッツの仕事が好例であろう [(96), (97)]。また、著名な王領地アナップの目録を再検討して、そこに発達した三圃制度の存在を認めたデルヴィル [(20) pp. 367-9] や、やはりいずれも周知のいくつかの史料に新たな観点から取り組んで、王領地の森林を周辺農民の活動に広く解放されていた空間として特徴づけようとした、ウィツカムの論文 [(139)] などもある。しかしながら、王領地が中世初期に占めていた巨大な役割と比べて、荘園制という観点からするその研究は、著しく立ち後れていると言わざるをえない。そして、世俗貴族の所領については、史料が分散しているのが主たる理由で、その土地所有・経営については殆ど手が付けられていないと言ってよい。

こうした研究状況のもとで、1987年ゲッチンゲンでの研究集会『中世初期の荘園制』[Röserner (110)] の主催者であったレーゼナーとツォッツとが、自らそれぞれ貴族領と王領地との検討を課題としたのは、まことに時宜を得たものであった。これによってわれわれは、従来手薄

50) 王領地の研究を王宮のそれと重ね合わせて推進したのが、ゲッチンゲンの「マックス・プランク歴史研究所」Max Planck Institut für Geschichteであり、このプロジェクトの最近の責任者を務めていたのが、まさにここでその寄与を浮き彫りする Th. ツォッツなのである。なお、森本『諸問題』(前注, 9) 337-338頁を参照。

51) ごく最近の成果として、J. Barbier, Le système palatial franc : genèse et fonctionnement dans le nord-ouest du *regnum*, in *Bibliothèque de l'École des chartes*, 148, 1990, pp. 245-299 がある。

であった部面についてのまとまった叙述[(111); (144)]を与えられ、領主の社会的所属に応じた荘園制の構造的な差異について、さらに検討を進める可能性を得たのである。その結果、現在のところ浮かび上がっているのが、世俗の小領主層による土地所有＝経営の独自の形態なのであって、それは以下のような順序での考察によっている。

伝統的に中世史の研究者は、教会領と王領地との経営方式にさしたる差異はないと考えてきた。その場合、両者の間での寄進、封与、収公などによる頻繁な土地移動が、荘園制としての類似性の証拠とされることが多かった⁵²⁾が、近年の研究でもそうした例が提出されている。すなわち、ニッツとワイディングーはそれぞれコルヴァイ修道院とフルダ修道院について、王権によるこれら修道院への寄進が、対象となった土地の経営方式に変化を生じさせなかったことを、明らかにしている。[(97) pp. 474-82; (135) pp. 264-5, (136) pp. 274-7]。そこへツォッツが、教会関係の史料をも渉猟しつつ、王領地と教会領との荘園組織には基本的な差異がないと、論じたのである。確かにツォッツは、国王宮廷の所在によって規定される王領地の独自の側面を、指摘してはいる。すなわち、絶えざる移動を繰り返していた君主とその側近とは、予期されない場所と時期に急遽人手を要することがしばしばあり、それを満たすために領民から徴収される不定量賦役の頻度が、王領地に特有な事情だったという。また、宮廷を迎えている所領は、自己の領域を越えて周辺の教会領から多様な給付を徴収することができたが、これも王領地以外にはありえない権限であった。しかしな

がらツォッツにとって、こうした点は決定的な重要性を持っておらず、王領地と教会領との社会・経済構造は相互に極めて近い、と結論するのである。[(144) pp. 113-25]。しかもこの構造は、古典荘園制と暗黙のうちに前提されているようである。

次の問題は、世俗領が王領地・教会領と比べて独自の荘園構造を示すか、という点であるが、ここで取り上げるレーゼナーの論文は、働き手のあり方に特に注意を払いながら、興味深い論点を提出している。まず、中世初期ドイツ南西部の有力家系をめぐる文書史料の分析から、大貴族所領の領主直領地に無保有の奴隷的非自由人(→《mancipia》)が大量に存在したことが、確認できるとする。そして、隷属性の強い労働力を使役する領主経営を、中世初期についても「グーツ経営」Gutswirtschaftと呼ぶことの多い最近のドイツ学界の慣例に従って、世俗領にはグーツ経営の色彩が濃いと規定する [(111) pp. 141-8]。しかしながらレーゼナーは他方で、むしろ賦役労働に基礎を置く古典荘園制への変化が、大貴族の所領では目につくと考える。すなわち、王領地が世俗領での荘園組織のモデルとなっており、ことに王権から大貴族への土地移動に助けられて、グーツ経営からの構造転化が実現したというのである [Ibid., pp. 149-58]。この点に関してわれわれは、近年の研究の中からディーポルダールやカステンの仕事、古典荘園組織を示す貴族領の内部にかつての王領地を検出したものとして、引用することができる [(18) II; (70) pp. 312-5, 318-24]。こうしてレーゼナーにとっては、小貴族の土地においてこそグーツ経営が最も強力に行われていたことになる。そして、サン・ベルタン修道院の所領明細帳に記載された巨大保有地——これらは

52) 森本『諸問題』(前注, 9) 341-343頁。

しばしば10マンス以上の規模で20人以上の奴隷的非自由人を抱えていた——を再検討⁵³⁾して、そこにも二分制的な構造への方向は見られはしたが、小所領は容易にこの進化を実現できなかったと結論するのである [Ibid., pp. 158-67]。

このようにして、領主の社会的所属による土地所有＝経営形態の規定が追究された結果、何よりも小貴族層の手中にある所領の構造的独自性が浮かび上がってきたのであるが、これは最近論争的となっている小所領の問題と同一の論点なのである。カロリング期の小所領は、大所領型荘園制の役割を小さく評価するための論拠として、最近取り上げられてきた。一部の歴史家にとって、大量の働き手を使役して集約的な耕作を行っている小所領——ここでもしばしば用いられる史料が、サン・ベルタン明細帳である——は、大所領に特有な労働力の粗放な乱費と対照的に進歩的な性格を示しており、それだからこそ、カロリング期以降に見られる農村成長の最大の担い手となったというのである [Morimoto (93) pp. 137-8]。最近の5年間では、ボワによる同様の問題提起が議論を呼んでいる。ボワにとっても小所領は農村成長の先端部面なのであるが、その主張にはさらに二つの新しい見方が加えられている。すなわち、一方ではカロリング期の小所領における働き手の主力は、紀元千年までを奴隷制システムとするその見解と対応して、端的に奴隷と規定されてい

る。他方でボワは、この小所領が先頭に立っていたという農村成長の時期に、中世初期における農業成長を高く評価するその立場から、カロリング期そのものをも含めているのである [(8) pp. 194-9]。こうして、ボワに従うならば、まさに奴隷を使役する小領主層がそのことによって、封建システムを目指す社会・経済的発展を主導したということになるのである。これは私には直ちに理解し難い主張ではあるが、ともかく、中世初期における賦役労働を用いた荘園制の重要性を考え、これに対してまさに奴隷的非自由人という労働力を用いていることを根拠に、同時代の小所領を遅れた形態と考えている、レーゼナーを先頭とする歴史家たちの見方とは全く異なっているのであって、両者の対比については、本稿のIIIで再び取り上げることになる。

4) 奴隷・賦役労働・保有農民

こうして領主の社会的所属が問題とされたもう一方の極では、所領内部での労働が綿密な検討の対象となっており [Kuchenbuch (71a) で全体的考察を参照]、それによって奴隷の存在形態が解明されるとともに、それとの密接な関連のもとで、賦役労働の諸形態についての考察が進められた。

a) 奴隷

中世初期の奴隷制は、1985年のボナッシーによる画期的な論文⁵⁴⁾以来、盛んに言及されるテーマである [Morimoto (93) p. 106]。誤った

53) サン・ベルタン修道院所領明細帳に現れる巨大保有者を、荘園制に組み込まれたばかりのかつての小領主と捉え、そうした観点からこの史料を分析したのは私自身である。森本芳樹「サン・ベルタン修道院所領明細帳(844年-859年)をめぐる諸問題」(II), 本誌, 49-4・5・6, 1984年, 153-162頁; Y. Morimoto, Problèmes autour du polyptyque de Saint-Bertin (844-859), in A. Verhulst (ed.), *Le grand domaine aux époques mérovingienne et carolingienne*, Gent 1985, pp. 132-141.

54) P. Bonnassie, *Survie et extinction du régime esclavagiste dans l'Occident du haut Moyen Age (IVe-XIe siècle)*, in *Cahiers de civilisation médiévale*, 38, 1985, pp. 307-343. (桂秀行訳「西洋中世高期(4世紀-11世紀)における奴隷制の存続と消滅」『愛知大学経済論集』129-131, 1993年, 51-89頁; 132, 1993年, 93-123頁)

問題提起によっているとして、このテーマ自体を拒否するデュリアやマニュー・ノルティエによるような主張も、確かに強く押し出されている [(31) pp. 175-8; (84)]。しかしそれは例外であって、カロリング期に至るまでかなり多数の奴隷が存在したと、紀元千年に向けてそれらが大きく減少したことは、一般的な認識となっている。

すでに1988年の論文で私は、5世紀から9世紀までの奴隷の増加を、古典古代のローマ社会からの遺産ではなくて、ゲルマン人による寄与と考えるのが、新しい研究動向であると指摘した [Morimoto (93) p. 105]。少なくともその粗野な形態での奴隷制が、3・4世紀には実質上存在しなくなってしまったとする見解は、古代史の研究で広く見られるようであるが、中世史の研究者はそれを十分に心得た上で、中世初期には奴隷的な労働力が重要な地位を占めていたと考えている。この点ではウィッカムのような有力な例外はある [(140) pp. 28-9] が、ともかく中世当初に特有な事情のもとで、奴隷が増加したとしているわけである [Gauthier (44) p. 74]。例えば、前カロリング期における賦役労働についてのアンドレオッリの論文と、世俗貴族領についてのレーゼナーの論文という、全く異なった対象に関する仕事を取り上げてみると、両者ともに、古代末期の労働力の主要形態を自立的なコロヌスだとした上で、それぞれのテーマの考察にとって、大量の奴隷の存在を重要な与件としているのである [(2) pp. 17-20; (111) pp. 130-40]。

荘園制の研究においては、非自由身分の領民の中に、史料で《servi》または《mancipia》と呼ばれている、保有地を持たない多数の働き手がいたことは、すでに常識となっている。近年

の仕事の中で、メロヴィング期についてこうした奴隷的な労働力の重要性を具体的に示したのは、7世紀ルーアン・ボーヴェ司教区の諸修道院が、アングロ・サクソン奴隷を導入して開墾を進めたことを明らかにした、佐藤彰一だけである [(115) pp. 176-7]。これに対してカロリング期については、多くの指摘がある。例えばツォッツは、王領地に土地を持たない多くの非自由人がいたとする [(144) pp. 85-92] が、レーゼナーも同じ事態を貴族領、ことにほぼ12マンズ以下の規模である小所領について、見て取っている [(111) pp. 141-8, 158-67]。またデットとドロステとは、それぞれワイセンブルク修道院領とモンティエランデル修道院領に関して、領主直領地に大量の奴隷的非自由人が生活していたが、所領明細帳に登録されることはなかったとしている [(23) pp. 54-6; (29) pp. 52-3]。しかしながら、このような奴隷的非自由人を検討した歴史家の多くは、それらの境遇が古代の奴隷とは大きく異なっていたと考えている。すなわち、奴隷制の消滅に対する教会の役割を積極的に評価するホフマン [(66)] も、5世紀のガリアでの奴隷の状況を概観したサムソン [(113a)] も、中世初期の《servi》と《mancipia》とが、古代の奴隷とは異なって人間と見なされていたことを強調する。従って、例えばラエティアという一つの地域を枠として考察したニーダーシュテッター [(94a)] は、これらと他の住民、ことに史料で《coloni》と呼ばれている農民の主力との接近を、重視しているのである。また同じような考察からパネロは、8世紀以降イタリアの非自由人層に対して、「奴隷身分」*schiavitù* という概念を用いるべきでなく、むしろ「農奴身分」*servitù* とするべきだと言っている。[(99b) pp. 379-80, (99e) pp. 799-806]。

さらに加えて、奴隸的非自由人が中世初期を通じて次第に減少し、ことに紀元千年に近づくにつれて奴隸制が事実上消滅することも、様々な論者によって指摘されている[Barthélemy(5a); Bonnassie (13) pp. 40-1; To Figuras (127) pp. 48-9]。

このようにして中世初期奴隸制の研究は、それを本格的な奴隸制と見るのではなく、行論の関係からIIIで改めて検討することになるボワの立場は別として、それが社会構造の中では副次的な要因であり、かつ衰退過程にあったとの観点を押し出しているのである。その上、奴隸制衰退の具体的過程の検討が荘園制研究の一部となっているのであって、次にそれを見てみよう。

b) 奴隸の社会・経済的上昇

中世初期を通じて多数の奴隸が、保有地を獲得して一人前の農民の地位に上昇したことは、広く認められている。史料で《servi casati》と呼ばれることの多いこうした非自由人は、シュテルマーの研究したバイエルン[(123) pp. 398-402] から、ローランソン・ロザスが描いたオーヴェルニュ [(79) pp. 389-96] に至るまで、広く検出されており、イタリアについてもパネロがその重要性を指摘している[(99b) pp. 374-9]。近年における議論は、奴隸への保有地賦与は純粋に経済的措置であって、人身において奴隸だというその本質をなんら変えるものではないとする、ボワの極端な主張 [(8) pp. 36-42] の検討に集中した観がある。家族経営の主人となったかつての奴隸は、その新しい地位にふさわしい自立性を獲得して、事実上保有農民層に同化されていったと、多くの歴史家が反論しているのである[Gauthier (54) pp. 74-5; Panero (99e) pp. 806-11; Verhulst (134) pp. 96-7;

Whickham (140) pp. 28-9]。これらの論者にとって奴隸制の消滅は、保有地形成を通じてする奴隸の社会・経済的上昇によって主として実現すると考えられているが、それとは全く異なって、奴隸の逃亡こそが主要な過程だとする見解もある。こうした見解を典型的に示すのが、ヨーロッパ南西部の史料を主たる拠り所とするボナッシーである [(11) pp. 19, 28, 34, (12) pp. 150-3, (13) pp. 40-1. Morimoto (93) pp. 105-5をも参照]。いずれの過程も重要だったとする、サムソンのような中間的立場[(109) pp. 225-7] もありうるが、ともかくこれら二つの見解の対立は、以下の点で荘園制研究と極めて密接な関連を持っている。すなわち、奴隸の社会・経済的上昇を重視する見解は、奴隸制の消滅という歴史的過程を荘園制展開の一つの要因と見ることになるのに対して、奴隸が逃亡して自らを解放するという現象を決定的とする見解では、かつての奴隸は独立農民の隊列にいったん入り込んだ後に、紀元千年前後に再び新しい領主制のもとに支配されるとされて、中世初期の荘園制は奴隸制の衰退と無関係ということになるからである。後者の検討はこれもIIIに譲って、ここでは前者による仕事を検討しつつ、奴隸の上昇と賦役労働の起源に取り組んでいこう。

この問題についてはまず、近年活発であったイタリア学界での賦役労働の研究——それについては、なお次節で詳しく言及する——から、一つの特徴的な議論を取り上げてみたい。それは、賦役労働負担が保有地規模とほぼ反比例する、すなわち、保有地が小規模であれば賦役労働が過重であるという、かつてG. ルツァートが想定した原則をめぐってのものである。まず、中世初期イタリアの農地契約を検討したモンタナーリは、そこにしばしば見られる土地所

有者による農業資材の提供は、保有農民の経営規模拡大の方向に働きえたが、同時に新たな労働給付を代償として行われ、賦役労働増徴に導く多くの例があると指摘する。そうであれば、農地契約の通例の当事者であった比較的富裕な自由農民は、ルツアート原則には当てはまらないということになる [(88) pp. 49-51]。これに対してパスクアーリは、所領明細帳を史料として問題に逆の側から接近する。すなわち、モンタナーリによるルツアート原則の再検討は、賦役労働量が全体として限定されている場合には有効だが、不定量賦役や週賦役のような重い賦役労働についてはそうではない。なぜなら、所領明細帳においてこうした形態を課されている保有地は、多くの場合非自由な資格を持っていたが、通例小規模だったからである [(101) p. 106]。さらにアンドレオッリは、同じ問題を年代的に検討して、ルツアート原則が妥当しなくなるのは主として9世紀半ば以降であるが、それはなによりも、荘園制のもとである程度まで農民保有地の均一化が進行して、それまで過重な賦役労働を負担していた零細保有地が減少したからだという [(2) p. 28]。イタリアの研究者によるこのような考察は、以下の点で極めて興味深い。すなわちそれは、所領内部で上昇してきた奴隷的非自由人に当初課されていた極めて重い賦役労働が、保有地の拡大にともなって減少していくという過程を、ある程度は具体的に検討したことになるからである。

奴隷の社会・経済的上昇のもう一つの要因をなす保有地の形成は、フルダ修道院の史料を分析したワイディングーによって、興味深い仕方
で検討の対象とされた [(135), (136)]。それは近年の研究が、マンスないしフーフエという標準的保有についての一般的な叙述 [Dette (23)

pp. 58-60; Störmer (123) pp. 388-92; Toubert (131) pp. 66-9] 以外には、農民保有地についての目立った仕事をしていないだけに、貴重な成果だと言えよう。もつとも、デュリアによるマンスについての詳細な史料分析はある [(32)] が、これを国家による公租行政の単位と見る独特な視角を強く押し出していて、ここで取り上げることはできない。さてワイディングーは、古典荘園制への進化を軸として観察することによって、カロリング期農村史は最もよく理解できると確信して、フルダ領における二分制所領成立の諸側面を跡づけている。農民保有地については、フルダの史料、ことに830年直前の台帳 [本稿 (2), 228-9頁を参照] でマンスとフーフエとがともに言及されているのに注目して、東フランクでしばしば見られ、すでに何人もの研究者によって取り上げられたことのある⁵⁵⁾この現象を、説明しようとする。ワイディングーによれば、ここでは《mansus》は《area》、《curtis》、《curtilis》などと同義に用いられていて、何よりも農業経営の拠点となっている屋敷を指しており、面積は多様だが大抵の場合かなり狭い耕地が、それに付属するものとされている [(136) pp. 23-57]。これに対して《hoba》は、まず一定面積の耕地を示す語であって、30ユゲラという農民家族を養うに十分な面積に標準化されている。同時にフーフエは、農業経営の構成要素をも含むものとされ、その中には『共同森林』《silva communis》の用益権も入っている [Ibid., pp. 57-78]。こうして、マンス＝経営拠点、フーフエ＝標準面積の耕地とする点で、一

55) 最も知られた論文として、Fr. Lüttge, Hufe und Mansus in den mitteldeutschen Quellen der Karolingerzeit, im besonderen in dem Breviarium St. Lulli, in *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 30, 1937, pp. 105-128を挙げておく。

部の先行研究者の議論を受け継いでいるワイディングーは、フルダ領における荘園制形成過程のうちに、これら二つの型の保有地を極めて明快な仕方でも位置づける点で、独自性を示している。すなわち、古典荘園制の形成は奴隸的非自由人を主として使役していた古い型の領主経営の解体と統合を伴っていた [*Ibid.*, pp. 38-96] が、この過程で奴隸的非自由人に小規模な経営を確保するために、マンスが作り出されたのだという。そして、保有農民となったとはいえ、このようなかつての奴隸が領主直接経営の重要な労働力をなしていたことは、やはりワイディングーによるならば、これらの修道院への強い人身的従属と、これらが負担する賦役の不定量性のうちに示されている [*Ibid.*, pp. 46-57]。他方でワイディングーは、マンスに属する耕地が本格的な農民経営を支えるに十分な規模になった時に、それを標準的なまとまりとしてフーフエが成立したとして、フーフエをも荘園制形成過程に位置づけている。確かにフルダの史料でのフーフエは、形容詞を伴うことなしに言及されているが、ここで《servi》や《mancipia》が保有しているとされるフーフエは、他の場所でやはり奴隸に土地を賦与するために作り出された『非自由人マンス』《mansus servilis》に相当すると、ワイディングーは考えている。

c) 賦役労働

最近賦役労働についての検討が前進したが、その功績はイタリアの研究者によるところが大きく、ことにこれについての研究集会の成果 [Fumagalli (39)] が注目されねばならない。イタリアの歴史家は、賦役労働が領主権力の拡張の過程で社会的強制の手段としても働いた点に注目し、それを経済的観点からのみ眺めるの

では不十分であると強調する [*Ibid.*, pp. 10-11; Montanari (88) pp. 38-9]。こうした立場は、確かに賦役労働が従来一般に考えられていたよりは濃密に存在したが、それでもヨーロッパ西北部と比べるならばずっとその普及度合が低かった、中世初期のイタリアについては、荘園制の形成過程を検討する上でとりわけ重要であろう。またそれは、荘園制を単に経済的次元でだけ考察することを避けようとする、近年の研究動向の一端としても理解できる。けれどもここでは、アルプス以北の中世初期荘園制研究で主として問題とされている、賦役労働の経済的諸側面に集中して議論を進めていきたい。

近年における賦役労働の研究は、その継続期間と時間的配分とによって規定される諸形態に、ことに関心を払ってきた。確かに、その物的・技術的側面が注目されることもある。モンティエランデル、サン・モール・デ・フォッセ、及びサン・ピエール・ル・ヴィフ諸修道院の所領明細帳に見える、《carropera et manopera》という定式が実際にはどのような労働を含むかについて、ドロステ、ヘーゲルマン、及びファリップが検討を加えた [(29) pp. 12-4; (60) pp. 53-6; (104) pp. 595-7] のがそれである。クッヘンブッフも同じ定式を、より一般的な観点から考察している [(71a) pp. 349-51]。しかしながら、中世史の研究者は賦役労働がどの程度まで農民経済を攪乱したかという問題に、極めて強い関心を示しており、そのためもあって、賦役労働の量とそれを実行する時点を定めるための様々な様式に、観察を集中しているのだと思われる。

所領明細帳のうちに、『彼に命じられたことを』《quicquid ei iubetur》、あるいは『彼らに命じられた時に』《quando eis precipitur》とい

うような、特徴的な文言で現れる不定量賦役労働は、二つの異なった仕方で実行されたようである。一方でそれは、例えば荘園制の発達が見られないロマニアで言及される場合[Montanari (88) pp. 48-9]や、王領地で宮廷の滞在に際して一時的に課される場合[Zotz (144) pp. 117-8]のように、比較的短期間の労働でありえた。しかし他方では、一部の農民の主たる負担形態として現れ、まさに領主の恣意による過重な労働として実現されえた。人身や土地の非自由な資格と結びついていることの多いこうした場合は、所領明細帳に記載されたものの大半を占めると思われるが、それ以外でも、レーゼナーが世俗領にそれがしばしば見られたと指摘している [(111) pp. 165-6]。またイタリアにも、アルプス以北ほどにはではないが、重い労働としての不定量賦役は存在していたようである [Galetti (42) pp. 87-8; Pasquali (101) pp. 114-5]。

領主のために毎日労働するという日賦役の規定は、カロリング期には極めてまれである [Hägermann (60) pp. 62-6; Pasquali (101) pp. 113-4]。従って、不定量賦役の次に問題となるのは、週に数日(通例は3日)という形で示される週賦役である。これも非自由との結びつきが強い [Pasquali (101) pp. 117-9; Rösener (111) pp. 164-5; Verhulst (133) pp. 44-5] が、自由人ないし自由保有地でこれを給付する場合は多い。この形態について関心をひくのは、農民労働の二つの部分への区分の実態である。一方では、レーゼナーの指摘するように、週賦役がその実行の過程で領主の恣意の作用を強く受けていた、と考えさせる史料がある [(109) pp. 106-7, 160-1, (111) pp. 138-40]。私自身も、プリュム明細帳に見える『週に彼に命じられただけ』《in ebdomada quicquid ei iubetur》

という、不定量賦役と週賦役とを折衷した独特な規定が、両者の現実における近さを示すと考えている [(91) pp. 286-8]。領主の恣意に大きく依存するというその性格を考慮すると、週3日という規定は、現実に農民が領主のもとで3日間労働したという現実を描写したというより、むしろ当事者である領主と農民とが農民労働に対して等しい権利を持つ、という観念を表現したものと考えることが許されよう。そこから、週賦役での現実の労働期間は、領主と農民との間の力関係によってかなりの程度に変動した、としてよいであろう。サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院の所領明細帳にあって、パスクアーリが指摘している『半分賦役』《medietatis operis》 [(115) p. 101. 同じような文言はワイセンブルク明細帳にもある: Droste (23) pp. 113-4] という表現は、まさにそうした事態を印象的に表示していると言えよう。週賦役規定のこうした弾力性を考えるなら、それが実際にはかなり軽い労働であった場合も、十分に想定できる。ことに、一つの保有地に他の賦役義務とともに課されている場合には、そうした可能性が高い。しかしながら、デュリアやマニュー・ノルティエのように週賦役の重さ一般を著しく低く評価する [(31) pp. 181-2; (83) 669-73] のには、中世初期の賦役労働をも国家によって徴収される公課として、それほど重くないはずだとする理論的要請がそこに強く働いているだけに、賛成できない⁵⁶⁾。

月当たりの日数、あるいは週数で賦役労働が

56) 不定量賦役と週賦役との関係は、森本芳樹「Polyptyques にあらわれた『週賦役』に関する考察——労働地代段階における農民層の存在形態との関連において——」『土地制度史学』2, 1959年, 41-43頁 での問題提起以来、私の年来の問題であって、近くまとまった考察を発表する予定である。

規定されることは、カロリング期の史料では極めてまれであるから、次に問題となるのは、こちらは極めてしばしば言及される年当たりの日数ないし週数による規定である。この項で取り上げているイタリア学界の仕事では、この年賦役が他の形態よりもずっと頻繁に現れるとされている [Galetti (42) pp. 83-4; Montanari (88) pp. 46-7; Pasquali (115) 116-7]。ヨーロッパ西北部での年賦役は、『15日』《XV dies》ないし『15夜』《XV noctes》と呼ばれる2週間連続の労働を単位として、これを1回から数回賦課する形を典型としていた [Verhulst (133) p. 44]。年賦役の場合には、むしろ自由人や自由な保有地との関連がより強くなっていることにも、注意しておこう。

領主直領地の特定の地条を農民に割当ててその耕作を全面的に委ねる定地賦役⁵⁷⁾は、多くの歴史家によって触れられているが、その詳細な検討が進んでいるとは言えない。ここで引用しているイタリアの研究者の中でこれに言及するのは、パスクアーリだけであり、イタリアの所領明細帳に定地賦役の明確な規定が登場するのはただ1度だと言う。ただし、そこにしばしば記載されている、農民による特定地片の収穫全体の給付は、事実上定地賦役であったとの見解である [(115) pp. 120-1]。私自身は、9世紀末プリュム修道院領で定地賦役が広く存在していたと考えるが、それは893年の所領明細帳の文言について、1222年に明細帳の写本を作成したカエサリウスが付した注釈の、新しい解釈によっている [(91) pp. 286-8]。なお、農民による自立的な実行を前提としている定地賦役が、自由

人との結びつきをより強く示していたのは当然である。

このように、賦役労働の規定と実行との間には距離がありえたし、また、賦役労働の特定の形態とそれを給付する農民の身分、あるいは保有地の資格との間には、傾向的な関連はあっても必然的な結びつきはなかった [Hägermann (59) pp. 362-4] から、さらに、様々な形態の賦役労働が一つの保有地の上に重なりあって課されるのが通例であった [Elmhäuser (35) pp. 364-8] 限りでは、図式化した考察には慎重にならざるをえない。しかしながら、代表的な賦役労働の諸形態についての昨今の研究を見ると、すでに以前から存在していた次のような認識が確認されたとしてよい。すなわち、カロリング期の賦役労働には、過重で恣意的でかつ非自由な色彩の濃い一方の極から、軽くて自立的で自由な色合いを示す他方の極との間で、極めて多様な形態が存在していたのであった。そうなると、その形成に関しては、かつての奴隷が主人のために殆ど連日行っていた労働と、かつての独立農民が従属とともに行うこととなった労働給付という、二重の起源を考え、これらが荘園制の内部で次第に合体したとする見方が有利になってくる。実際、近年この点を扱った3人の論者の中では、自由人の公的義務のみを中世初期賦役労働の起源とする見解を示しているのは、モンタナーリだけである [(88) pp. 44-5] のに対して、先カロリング期の賦役労働を研究したアンドレオッリも、荘園制の展開をライン河以東について追究したフルヒュルストも、賦役労働の確立を、荘園制のもとでの奴隷と独立農民との保有農民への転化に帰しているのである

[(2) pp. 20-1; (132) pp. 96-8, (133) pp. 44-6]。

57) 森本芳樹『「定地賦役」考』高橋幸八郎／安藤良雄／近藤晃編『市民社会の経済構造』有斐閣、1972年、3-21頁を参照。